

第 1 回葛飾区子どもの権利委員会でのご意見に対する 回答及び取組状況について

1. 子どもの権利に関する普及啓発について

(1) 意見

- ・リーフレットは、デジタル版も含めて、子どもだけでなく家族（保護者）に届くと良い。
- ・リーフレットを配るだけでなく、活用の仕方も含めて周知していくと良い。
- ・区民モニターの結果によると、葛飾区子どもの権利条例の認知度が低い。もっと皆さんに知ってもらいたい。
- ・子どもの権利を意識したコミュニケーション方法について、大人が学ぶ機会を作ると良い。
- ・学校公開の授業で子どもの権利に関する学習を行うことで、家庭を巻き込む取組ができるのではないか。
- ・子どもの権利について学ぶことを学校のカリキュラムに組み込むことについて考えていかないといけない。
- ・低年齢の子どもや障害がある子どもに子どもの権利を伝える方法を考えてほしい。
- ・学校で講演をやってほしい。

(2) 区取組

- ・区公式ホームページ上で、リーフレット（デジタル版）を閲覧できる環境を整えている。今後、家庭でリーフレットを活用する具体的な方法についても、区公式ホームページを活用し提案していく。
- ・葛飾区子どもの権利条例について広く区民に対し周知するため、区の広報媒体（広報誌、HP、SNS 等）や主に子育て世帯が手にする区の発行物（育児支援ガイド等）への掲載を引き続き行う。
- ・区内施設（図書施設、区民ホール等）での展示等、区民の生活に身近な場所で、子どもの権利を啓発する機会が増えるような取組を引き続き行う。
- ・大人が子どもの権利を学ぶための職員向け研修及び区民向け講座を引き続き行う。
- ・葛飾区子どもの権利条例絵本及び子どもの権利学習用動画を制作し、区公式 YouTube で公開している。また、教育・保育施設に配付し、様々な場面での活用を依頼している。
- ・今後も教育委員会と連携し、子どもの権利の啓発に取り組んでいく。

(3) 取組を実施するに当たっての課題

- ・多様な子ども（年齢や国籍の違い、障害の有無）に向けた普及啓発の方法の検討
- ・区民全体に向けた葛飾区子どもの権利条例の周知方法の検討

2. 意見表明や相談をしやすい環境の整備について

(1) 意見

- ・権利侵害があった場合、子どもがどのようにアクションを起こせるか、具体的な動きを掲載すると良い。
- ・子どものタブレットにページのリンクを貼ると良い。
- ・ホームページは、海外にルーツのある子どもに情報が届くように、多言語対応にすると良い。
- ・ホームページの意見表明フォームの入力項目が多く、低年齢の子どもは使いづらい。
- ・国の取組でいう「こども若者★いけんぷらす」のような、広く開かれた場を作り、子どもの声を施策に反映させていけると良い。
- ・低年齢の子どもや障害がある子どもが相談する方法や意見表明を支援する方法について検討が必要である。

(2) 区取組

- ・区取組などをわかりやすく伝え、より気軽に子どもが相談等の意見表明ができるよう、区公式ホームページ内に子どもページの構築をしている。
なお、運用は令和7年4月からを予定している。
- ・相談窓口、相談方法、相談後の流れがイメージできるような内容を子どもページに掲載する。
- ・子どもページのブックマークを、公立小中学生に配付されているタブレットのデスクトップに貼り、アクセスしやすくする。
- ・区公式ホームページは以前より多言語対応の機能を有していたが、更に、今年度、ふりがな及びやさしい日本語の機能を新たに導入し、子どもや海外にルーツがある方により情報が届きやすくなっている。
- ・相談用フォームと区取組に対する意見表明フォームを分け、入力項目の見直しを実施した。
相談用フォームは、相談への対応を重視し、氏名と連絡先の記載は必須とする。
意見表明フォームは、個人情報等の入力項目を可能な限り削減し、テーマを絞らず幅広く意見を投稿できる場とする。
フィードバックは、ホームページ上に掲載する形式をとる。
- ・低年齢の子どもや障害がある子どもの相談、意見表明の方法について、引き続き検討を行う。

(3) 取組を実施するに当たっての課題

- ・相談窓口の周知方法の検討
- ・相談窓口へのアクセス手段に関する検討

3. 意見表明支援及び相談の体制や仕組みについて

(1) 意見

- ・意見表明支援員のアウトリーチや居場所の職員による代弁等、多様な意見表明支援の方法を検討してはどうか。
- ・被措置児童については、意見表明支援はオプトアウトがない限りは全員行うべきである。特に一時保護中の児童へのアプローチは重要である。
- ・特に権利侵害が起りやすい被措置児童に対する事業の周知方法について検討すべしである。アウトリーチが望ましいと考える。
- ・意見形成支援のための関係作りも意見表明支援員の大きな役割である。役割は意見を聴きに行くだけではないことを明記すべきである。
- ・一時保護所の第三者委員と意見表明支援員の役割について整理すること。第三者委員の中立、独立性については疑義が残る。
- ・相談から対応までのスピードが大事である。統計的に調査し、意見表明支援員等の動きやすさを担保することが重要である。
- ・児童福祉審議会で審議をする、しないを誰が判断するのか。子ども本人に委ねるのはハードルが高いと考える。
- ・子ども本人の児童福祉審議会出席（意見表明支援員等が同席する含む）や、子ども本人が申し立てを行うことについて、フローに書かれると良い。
- ・将来的には、オンブズマンの役割が必要になるのではないかと考える。

(2) 区の実践

- ・意見表明支援員のアウトリーチに関しては、令和8年度予算要求に向けて検討を進める。開始当初は、被措置児童等を対象に始める予定である。
- ・権利侵害が起りやすい被措置児童に対する意見表明支援事業の周知を進める。具体的には、児童養護施設を訪問し、子どもの権利ノートの説明及び意見表明支援員に関する説明を予定している。
- ・児童福祉審議会における審議の実施については、子ども本人の意向を確認し、尊重した上で、事務局が判断をする。
- ・子ども本人による児童福祉審議会への申し立て及び審議の場への参加について、審議を円滑に進め、かつ子どもが安心して意見を述べるような体制について検討する。

(3) 取組を実施するに当たっての課題

- ・意見表明支援員のアウトリーチに関する検討
- ・子ども及び関係機関に対する葛飾区子どもの権利擁護事業の周知
- ・意見表明支援員の役割や児童福祉審議会を活用した権利保障の仕組みの整理

4. 検証方法について

(1) 意見

- ・子どもの権利委員会での検証に際し、子ども本人に聴く機会を担保してほしい。アンケートでも良いが、その後直接話を聴かせてもらうなど、数値の背景について考えていくことも必要である。

(2) 区の実取組

- ・子どもの権利の普及状況について、定期的に調査等にて確認する必要があると考えている。

(3) 取組を実施するに当たっての課題

- ・検証に子どもの意見を反映する方法（意見聴取の対象、方法等）の検討

● 図書施設での展示



立石図書館



絵と言葉のライブラリー ミッカ

世界こどもの日（11月20日）の前後2週間に、区内図書施設で、子どもの権利に関する絵本や書籍の特集やポスター展示を実施。

●職員・区民向け研修



○テーマ

子どもの権利とは／子どもの権利条例の意義／子どもの意見表明のあり方

○講師

林 大介氏（浦和大学社会学部現代社会学科准教授）

○実施状況

第1回	令和6年11月25日（月）	50名受講
第2回	令和6年12月25日（水）	37名受講
第3回	令和7年1月27日（月）	37名受講

●子どもの権利 学習用教材



葛飾区子どもの権利条例えほん

未就学児のもえちゃんが、ネガティブな気持ちの象徴であるもやもやおばけとの出会いを通じて、自分の気持ちに気付き、自分の思いを伝えることの大切さを学ぶストーリーです。

[YouTube <https://youtu.be/4I1IapQ7SR0>]



葛飾区子どもの権利条例学習用動画

架空のキャラクターである子どものケンリマンが、子どもの権利に関してクイズを交えながら説明をするストーリーです。

[YouTube <https://youtu.be/c0wMG9pfIb4>]